

政府税制調査会会長・東京大学名誉教授 中里 実氏

コロナとオリンピック。ピツク後の税制改革

納税環境改革等の税制の最新動向

■とき…令和3年10月15日(金)

I 日本社会の分断の進行

**社会的分断による格差拡大や
中間層・貧困層の「孤立」が世界的課題**

本日のテーマは「コロナとオリンピック後の税制改革——納税環境改革等の税制の最新動向」としました。新型コロナウイルスの影響を受けて世界が大きく変化の中で、東京オリンピック・パラリンピックを終え、日本社会はどのような課題を抱えているのか。将来を見据えた納税環境整備や資産税改革等の議論がどのようなかたちで行われていくのか——等について、最新の情報を整理しつつ、具体的な事例を紹介しながらお伝えしてまいります。

まず現状の課題として、「日本社会の分断の進行」について見ていきます。

コロナ禍前の、特に2015年頃から、私は海外調査のために世界各地を頻繁に訪問していますが、その度に先進諸国の各地域における「中間層の剥落」、そして各国の財政赤字の深刻化という現実を目の当たりにしてきました。そのため、現代社会を理解する鍵とは「中間層の剥落」であり、税制改革における最大のテーマも、中間層の剥落の防止なのではないかという考えに至ったのです。

日本の税制改革を考えるにあたって、世界の、特に米国の税制改革の動きや、その背景をなす経済状態の変化に配慮が必要であることは言うまでもありません。2016年頃の米国での現地調査では、剥落しつつある中間層の経済的な苦悩や

不満を背景にした政治的勢力を肌で強く感じました。そのため2016年11月の米国大統領選に際しては、当時の日本の報道の論調とは真逆であった、トランプ氏当選の可能性とその社会的・経済的背景について報告し周囲を驚かせました。結果として、特に五大湖周辺の経済的没落を背景とする不満を抱えた中間層の支持を集めたトランプ氏が、予想通りに当選しました。

この結果を分析すると、民主党と共和党の対立激化というよりも、両党それぞれが内部対立による分断が影響していることが見えてきます。民主党は労働者や南部農業経営者の党から進歩派エリート層の党へ、共和党は北部産業資本家の党から貧しい保守派の党へと支持層が変化してきたため、従来からの支持者と新たな



◎中里 実(なかざと・みのる)氏

昭和53年(1978年)東京大学法学部卒。平成9年から東京大学大学院法学政治学研究科教授、令和2年から東京大学名誉教授。政府税制調査会専門委員、同会特別委員を経て、平成25年に政府税制調査会会長就任。西村高等法務研究所理事、弁護士。主な著書に『財政と金融の法的構造』(有斐閣)、『租税史回廊』(税務経理協会)、『租税法の潮流』(税務経理協会)等。

Photo.山崎裕一

支持者間での分断が進んでいるということとです。

いずれの党も、中道穏健派が消滅したことで、極端な政策でなければ、なかなか民意を得られず、また党内の分断のために難しいかじ取りを迫られている——という現状があります。

この背景には、民主党支持者、共和党支持者共に、米国内の社会的階層の分断や地域的分断による「孤立」が進んでいることが挙げられます。これは特に、内陸部の貧困独身男性で、労働者階級層に

多いようです。仕事があまくいかない、結婚しない、社会のコミュニティに属さない、希望が見いだせずに人生の意義を失ってしまう。さらにコロナ禍によって孤立に一層拍車がかかり、薬物やアルコール依存、自殺が米国の大きな社会問題になっていきます。

そういった方々に決定的に欠けているのは社会資本、いわば社会や人とのつながり、人間関係の構築です。他者と関係を持つことは心の安定や仕事の獲得につながりますが、孤立により社会的なつな

がりを喪失してしまうと、経済的損失や健康被害がもたらされます。そのため、例えば政府が金銭給付を行いさえすれば孤立問題が改善できるかというと、それほど効果はないでしょう。つまり、この解決のためには、中間層や貧困層の心はどうやったら癒せるか、将来への希望を見いだしてもらえるかという内面的な課題に至るということです。

そこで英国に続いて日本でも、孤独・孤立対策担当が任命され、「孤立」が国を挙げて取り組む社会問題であると掲げられています。

租税専門家の使命は中間層の剥落防止と社会安定化のための租税政策改善

このような、世界の先進国で見られる「中間層の剥落」は日本においても同様です。ここで日本国民の階層を、①資産家層、②旧中間層(中小企業経営者、個人事業主等)、③新中間層(ホワイトカラー等)、④困窮層——の四つに分類してみます。

これらの層がコロナ禍を経てどう変化したかという点、資産家層は横ばい、旧中間層は減少、新中間層は微減であり、困窮層は増加しています。ヨーロッパや

アメリカでも困窮層は増加しているのですが、同時に資産家層も増加しており、日本では困窮層だけが増加しているということが非常に大きな問題です。分厚い中間層が薄くなることは、国が政治的・社会的・経済的に危機的状況に陥ることを意味するためです。

これらの問題をふまえ、「中間層の剥落を食い止め、社会の安定化のための租税政策をどのように改善するか」が、私たち租税専門家の使命であると捉えています。これはまた日本政府の方針や政府税制調査会において取り上げてきたテーマとも軌を一にするものであり、近年の政府税調の議論においても、特に所得税改革などについて力を入れて取り組んできました。しかし、非正規雇用の増加など、まだまだ課題は多く残っています。

私が子供の頃、街にオート三輪が走っていた1950年代の高度経済成長長期に、日本は貧しい国でした。それでも日本人の多くは希望を抱いており、努力を重ね、成長を遂げてきました。それを振り返ると貧しさばかりが悪ではなく、多くの人が将来に希望を持っていないことや、社会から孤立していることが本質的な問題である可能性が考えられます。

もちろん税制改革で実現できることは限られていますし、「世の中を瞬時によくすることのできる魔法のような税制改革の理論」はありません。ただ、国が政策を行うには一定の財政基盤を確保する必要がある、同時にそれをどのように確保するのかという問題がありますから、そこについて、現状を悪化させないようにブレーキをかけることはできるはずですが、

II 税制改革における四つの論点

納税環境整備に必要な観点は「誰でも利用できるような制度」

こういった現状を踏まえ、本日は税制改革における四つの論点を掲げました。

- ① 政府税調における納税環境整備、② 資産税改革、③ 環境税、④ コロナ対策費
- この4点を説明していきます。

はじめに、「①政府税調における納税環境整備」についてお話しします。

コロナ禍で税制調査会総会はしばらく開催できていませんが、小委員会はWeb会議でコツコツと開催しています。京都大学の岡村忠生教授が座長を務める「納税

環境整備に関する専門家会合」では、経済社会の変化に応じた納税環境整備についてさまざまな議論を行っています。

その中で課題として挙げられるのが、

「罰則の強化をめぐる議論における誤解」

です。例えば、ある経済学者の方から「帳簿をちゃんと付けない、正しい申告をしない者には、刑罰を強化しよう」という意見が出されました。しかし、刑罰は国家権力の行使であり、非常に厳格な手続が要求されるものですから、法律の世界では、謙抑性つまり必要最低限に規定・執行されるべきという考え方が一般的です。それに、刑罰規定を設けたとしても検察庁の人員は限られており、実際に刑事手続に進む件数も限られるでしょう。

したがって、容易に「できない人にできないことを要求して、できないことを罰する」わけにはいきませんし、うまくいかないということですから。そのため、制度を利用できない人がいることを前提に、「誰でも制度を利用できるようにするための啓蒙」を行い、「誰もが取り組みやすい環境の確保」のために制度を整え、よりよい方向を目指すことが必要です。

政府税調には多様な専門家が集い、それぞれの役割を担っています。税制の

専門家である税理士等の実務家や、法律家・経済学者等の研究者が、それぞれに異なる観点から発言を行う。そうすると、専門家間であっても「理論と実務の対立」が起こることは珍しくありません。実務から乖離した理論は空虚であり、理論を無視した実務は危険といえます。そのために、実務家が研究者を「実務を知らない」と批判する、もしくは研究者が実務家を「理論を知らない」と批判するのは不毛なことです。

実務と理論の差異を十分に理解し合い、手続の利便性や執行についても重要な論点として考慮し、バランスのとれた議論となることを目指しています。

その上で、納税者にだけコンプライアンスを求めるわけにはいきません。納税者のコンプライアンス向上のためにも、課税庁や税理士・弁護士も含めた専門家の責任強化、コンプライアンスの強化が、今後さらに重要な意味を持つと思います。

適時・正確に作成された商業帳簿は 証拠力を有する

デジタル社会を見据えた直近のテーマとしては「電子帳簿保存法の改正」という

問題があります。

TKCの飯塚真玄名誉会長は、『TKC会報』令和3年6月号掲載の論攷「今回の電帳法改正は『亡国の兆し』だ」において、改正電子帳簿保存法が、訂正等履歴要件（トレーサビリティの確保）を必要としない電子帳簿を現状追認する改悪である——と批判されています。最初からトレーサビリティのない帳簿でよいと正面から認めるわけにはいかない——というこの主張はまさに正論中の正論であり、大変勉強させていただきました。

さらに「帳簿の証拠力」については、『TKC全国会の坂本孝司会長が『TKC会報』令和3年6月号、7月号の巻頭言で「記帳条件と帳簿の証拠力」を執筆されました。

フランスやドイツでは、商業帳簿を加除訂正する場合には必ずその修正跡が残るようにすることと法定されており、このような正規の簿記のルールに沿って作られた帳簿には、嘘は書かれていないということになります。つまり、その帳簿をそのまま裁判所に提出すれば、証拠として、正しいものとして認められるということです。そのため、しかるべき方式で作成された適時・正確な帳簿が正しい

ものとして裁判所等で証拠力を持つということは、長きにわたって打ち立てられた原則であるといえます。日本では、帳簿の証拠力についての議論はなかなか行われませんが、今回そこを坂本会長が分かりやすく解説してくださいました。

もちろん、改正電子帳簿保存法について、今後の方向性にはさまざまな議論があり、できない人はどうするのかという重い課題はあるにせよ、しかるべき方向に進んでいくのではないかといいたいです。

それから「インボイス制度と免税事業者」についての課題です。

令和5年に導入が予定されているインボイス制度について、日本税理士会連合会や日本商工会議所からは「インボイス制度導入後に免税事業者がインボイスを発行できないと取引から排除される可能性がある」などの危惧の声が上がっています。これも、できない人にできないことを要求するわけにはいきませんので、制度の円滑な運用を実現するためには、一定の「柔軟な」制度運用とする必要があるのかもしれない。

ここまで政府税調における納税環境整備の議論についてお話ししてきました。



まとめますと、多くの方々の意見を多角的に取り入れつつ、制度・運用面共に実態に即することを念頭におきながら議論を進め、できる人に行うことを要求するかたちで、その範囲を徐々に拡大し、納税環境整備の取り組みを進めていこうということでもあります。

暦年課税廃止には慎重な検討が必要 他の論点も「アドホック」の考え方で議論を

次に「②資産税改革」についてお話しします。現在、贈与税については暦年課税と相続時精算課税の選択制ですが、令和2年11月13日に開催された政府税調総会では「暦年課税は贈与の時期により負担が異なるため非中立的であり望ましくない」との議論があり、ほぼすべての委員が「暦年課税を廃止すべきだ」という立場を取っています。

しかし、よくよく考えてみると家計内の資金移動の性格付けというのは大変難しいものです。また、世帯主が社会保険料や医療費を払う場合に社会保険料控除や所得控除をどう扱えばよいか、扶養義務・扶養義務者からの贈与はどうするかなど、細かく考え始めると問題は多岐に

わたります。実際に暦年課税を廃止するとしても、具体的にどのような実施するかという問題を解決するのは簡単ではないでしょう。

また、暦年課税廃止により格差是正を図るといっても、暦年贈与を行うメイン層は資産が約1〜5億円くらいの方々でしょうから、どちらかというと廃止することによる影響は、大資産家層ではなく、それよりも資産が少ない方々に大きく及ぶことが考えられます。そういった観点からも慎重に検討する必要がある事項です。

続いては「③環境税」です。経済産業省は「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を掲げており、環境税として、二酸化炭素排出量に依りて課す炭素税や、二酸化炭素の排出量取引制度の導入が検討されています。環境問題を重視する米民主党のバイデン氏が大統領に就任した影響もあって、世界的なグリーン化の流れは強まっています。このような「外部不経済の内部化」の課税理論には、税率をどの程度にするかという検討が必要ですし、執行面での現実的制約のためにその実現は容易ではありません。さらに経済活動に対して与える影響についてもあわせて検討しなければ

ばならないでしょう。そのため、まだ具体的にどうなるかは分かりませんが、早い段階から検討を重ね、準備しなくてはならない問題と捉えています。

最後の論点は「④コロナ対策費」です。

コロナ禍で、これまでに日本政府が行ってきた現金給付等を含む経済対策に対しては、さまざまな意見があると思います。とはいえ、コロナ禍で苦しむ人々を目前にして「財政が悪化するから何もしません」というわけにはいきませんから、簡単に良し悪しの判断はできないでしょう。また、コロナ対策費の財源を将来どのように確保するか考えなくてはいいけません。その「議論すべき時期はいつか」という問いに対して、今すぐとするのは時期尚早かもしれません。状況が明確になるのは、いつコロナが収束するかによるため、どのように議論を進めていくかが極めて難しい問題です。

ここまでお伝えしてきた税制改革の四つの論点における現時点での税調の結論は、すべてにおいて「解決に至るのは難しい」というのが正直なところです。実現不可能なことを主張するのは簡単ですが、意味がありません。私たちができるのは、多くの専門家の方々の多様な意見や現場

の声をできるだけだけお聞きして、その共通項と進むべき方向性を探り、一歩ずつ実践していく。問題が起きたらその都度順番に丁寧な解決する——地味なようですが、これ以外に方法はあります。

ラテン語で「アドホック」という言葉がありまして、これは「その都度」「暫定的な」という意味です。税制改革には、まさにこのアドホックという考え方が、まさにこのアドホックという考え方が、捉え方が適していると思います。確固たる方針を持つというよりは、今年はこちら、来年はそちらというように少しづつかじを切って前進していくということです。

Ⅲ 最近の具体的事例

続いて、最近の注目すべき税務に関する四つの具体的事例について見ていきましょう。

(1) 国税当局が敗訴した「準ゼロクーポソ債事件」

一つ目は「準ゼロクーポソ債事件」です。この事例では、東京地裁令和3年5月20日判決で国税当局が敗訴しましたが、

当局はこれを控訴しませんでした。その後、令和3年6月には、国税庁が「平成27年以前の公社債の譲渡による譲渡所得に係る取扱いについて」をホームページで公表し、平成28年に施行された公社債課税制度の取扱いを変更したことを発信しました。それまで、公社債——ここでは割引債に類似する利付債、いわゆる準ゼロクーポソ債——については、例外的に譲渡の際に譲渡損益を認識することとされていましたが、それは利子を譲渡差益に転換しての課税逃れを防止するためでした。本件では、為替の大幅な変動等により債権が値崩れした際に、所有者が損切りをして譲渡損を出しましたが、これについて当局は「譲渡益については認識するが、譲渡損は認識しない」として譲渡損の計上を否定したところ、裁判所に否定されました。

この件について私は裁判所に意見書を出しており、マイナスは計上できないがプラスは計上させるといえるのはいかなるものかという立場をとっていたわけですが、結果的に、それが認められるかたちになりました。

このように、国税当局が地方裁判所で負けて、高等裁判所、最高裁判所に行く

ことなく取扱いを変更するというのはよほどのことですから、かなり厳しい負け方をしてしまった事例といえます。

(2)最高裁に政令が違法無効とされた 「国際興業管理事件」

二つ目は、「国際興業管理事件」です。これは、国際興業管理株式会社が米国籍会社から受け取った配当の税務処理を巡って国税当局の更正処分を取り消しを求めた訴訟であり、結果的に政令が違法無効とされたという、非常にショッキングな事例でした。

最高裁は令和3年3月11日判決で、法人税法施行令第23条1項3号の規定について、一定の限度において「法人税法の趣旨に適合するものではなく、同法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効とすべきである」として、利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当は、資本の払い戻しに該当するとしました。

このように、最高裁がほかでもない政令を違法無効とする判決を下したのは驚くべきことであり、司法権が行政権に対して矜持を示した極めて異例の判決とい

えるでしょう。今後、同様に政令や省令等においても違法無効とされるケースが出てくる可能性はあると思います。

それと関連するのが米国の共同投資組織、リミテッド・パートナーシップ(LPS)に関する事例です。この事例では、投資家たちが出資したLPSを通じて米国内動産を購入し、減価償却費を計上して節税対策としていたところ、当局側が「LPSは法人であり、損失は個人所得と相殺できない」と追徴課税を行ったため、納税者が課税取り消しを求めました。私はこの件で、納税者側の意見書を提出した立場にあります。

最高裁の平成27年7月17日判決では「LPSを法人である」と判示しましたが、実のところLPSを通じて投資していた節税目的の個人投資家はごく一部で、



多額の資金を投資していたのは日本の年金基金でした。国税庁も法務省も裁判所も、LPSを法人とした場合に、年金基金が株式配当の米国源泉税免除の特典を享受できなくなり源泉徴収が行われるようになることを正面から認識していなかったのかもしれませんが、年金基金は過去の株式の配当について、米国源泉税に加えてペナルティを課されるリスクを負うという深刻な事態に陥ってしまいました。平成29年、結果的に、当局は事態の収拾を図り「LPSを通じて米国籍株式に投資する日本の年金基金に対して配当を支払う米国法人は、米国で源泉徴収義務を負わない」という解釈を英文で発信しました。

この反省から、課税関係に大きな影響を与えかねないケースについて、裁判所は、今後問題があれば改善させるという姿勢をとらざるを得ないと思います。当局側としては指摘があれば謙虚に受け止め、努力を積み重ねていくことで日本の租税制度の水準は向上していくことでしょう。

さまざまな要因が複雑に絡み合う租税法においては、特定の誰かに非があるわけではなくとも問題が生じることは

いくらでもあります。ですから誰かの過ちを指摘して問題解決したつもりになるのではなく、どのようにしたらうまくいくかを、それぞれの立場からきちんと議論し、丁寧に解決を図っていくことが大切なことだと思えます。

(3) 移転価格課税の適法性が争われた「日本ガイシ事件」

三つ目の事例「日本ガイシ事件」では、日本ガイシ株式会社と海外子会社との間で行ったロイヤルティ取引に対する移転価格課税の適法性が論点となりました。

東京地裁令和2年11月26日判決で、原告（納税者）の請求が認められ、課税処分的大部分が取り消されました。この件についても私は納税者側の意見書を提出しました。

東京地裁は残余利益分割法における残余利益の分割要因について、「重要な無形資産以外の利益発生要因についても考慮すべき」という判断を示しました。これまで国税当局は、「重要な無形資産」を有していると認定して移転価格税制に基づく課税処分をやや安易に行ってきたところがあります。ところがこの事例では、日本ガイシがヨーロッパに設備投資



して日本の二つの会社だけが製造できる状況を作り出し、参入障壁を設けることにより超過利益を生ずる——という残余利益分割法を用いることで当局側が敗訴したというものです。

これもまたアドホック的な考え方といえますが、当局側もしくは納税者側に常に有利な法律条文というものは存在せず、ある条文が誰にとって有利になるかはそのとき次第という点が示されたところが意義のある事例だと思います。

(4) 「子会社株式の簿価減額特例」で今後生じる可能性のある問題点

四つ目の事例「子会社株式の簿価減額特例」では、ある企業が、平成30年3月期決算に海外子会社の株式をグループ内で移動させ、益金不算入で配当を受け取

り、株価が落ちたところを売って譲渡損を取るという方法で巨額の損失を作り出しました。このことを問題視した当局が、令和2年度税制改正で子会社株式の簿価減額特例を導入し、令和3年度3月期から適用されています。

ご承知の通り、株価は配当を出すと権利が落ちて株価も落ちますが、この、権利落ちの場合の株主の課税関係と異なる様相を呈しているのがこの特例です。取得した含み益のある外国法人の株式について非課税で配当を受領し、かつ株価減少により生じた譲渡損を計上することを租税回避とする考え方をします。そのため一定の要件の下、後の株式譲渡の際には簿価の減額がなされます。すなわち、非課税で配当を受け取った場合に、株価減少により生ずる譲渡損の計上が否定されるというわけです。

ここで私が指摘したいのは、これによって、とぼっちりを受ける会社が出てくるのではないかとこの点です。具体的には、ある会社が海外子会社から期中に利益配当（前期末の利益剰余金を超えて当期利益を原資として行った配当）を受領した場合、法人税法施行令第119条の3をそのまま適用すると、本税制の免除要件の



一つである「10年超支配要件」が満たされません。その結果、将来株式を譲渡したときに、この税制の適用で簿価が減額されるといふ不都合な事態が生じてしまいます。また「10年超支配要件」が満たされない場合であっても、設立時から日本法人が100%出資している海外子会社の場合、本来ならば「特定支配日利益剰余金額要件」を充足するものとして、簿価減額の対象外とされるべきところ、期中配当を恒常的に行っていた場合には、

簿価減額がなされてしまうのです。

私が調べた限り複数の会社がこれに該当しており、影響は深刻です。もちろん対応税制をなくそうということではなく、不都合な影響を受ける会社が出ないよう法律を検討した方がよいのではないかと考えています。

補足として、「時価と経営判断の関連」についても申し上げます。

会社法には「経営判断の原則」という考え方があります。これは取締役の経営判断において、不注意な誤りがなく判断内容に著しく不合理がない限り、善管注意義務違反または忠実義務違反を認定すべきでなく、取締役の責任は問われぬ——という原則です。

例えば取締役が取引における価格決定という経営判断を行った場合、原則として、後に善管注意義務違反で会社法上責任を問われることはありません。しかし、実際には課税庁によって法人税法第22条の2等を用いて「これは益金加算です」と指摘されてしまうことがある。つまり、価格決定の経営判断は会社法上では問題ない場合でも、租税法上問題とされる可能性があるということです。

しかし法人税法第22条の2等は、適宜

課税してよいという条項ではありませんから、私としては、この状態は適切でないと考えています。時価は否認のための概念ではありませんから、取締役がそのときに決めた価格が適正価格と言えるはずです。

なお、企業が経営判断の結果として採用した価格が租税法の明文の定めがない限り尊重されるという原則は、フランスで採用されています。私はそれを調べたことがあり、そのうち発表する予定ですが、これまで当局側が考慮してこなかった経営判断の原則と租税法との関係は、将来的に大きな問題になる可能性があるかもしれません。

IV 今日注目される国際的な論点

これからの時代、課税情報の収集は国際戦略や国防のために必要不可欠

最後に、今日の国際的な論点として注目のべき3点——①法人税の最低税率とアメリカの法人税率の引き上げ、②私的な国際組織の非課税、③デジタルサービス税 (Digital Service Tax) について紹介

介します。

まず、①法人税の最低税率とアメリカの法人税率の引き上げについて、つい先週の令和3年10月8日、経済協力開発機構(OECD)加盟国を含む136カ国・地域が、企業が負担する法人税の最低税率を「15%」にするという新たなルールで合意しました。

この背景には、世界各地で法人税率が引き下げられてタックス・ヘイブン化し、米国GAF A (Google, Amazon, Facebook (Meta), Apple) のようなデジタル企業が課税逃れを図ってきたという過去があります。それを防ぐため、世界中で法人税率を「15%以上」でそろえようという狙いです。もちろん、これまでも各国はタックス・ヘイブンを利用した課税逃れを防止するための、さまざまな策を講じ懸命に取り組んできましたが、なかなか成果に結びついていないというのが実際のところ です。

また、米国バイデン政権の打ち出した税制改正案は法人税率を「引き上げる」方向ですので、それによってGAF A等が課税逃れのために国外で新たな逃げ道を探すことが考えられます。法人税率15%で各国が足並みをそろえたとしても、

それをすり抜けるような巧妙な課税逃れの方法が出てくる可能性もあります。つまり、アメリカの法人税率引き上げによって、課税逃れの傾向が強まるのではないかと懸念があるということです。次に「②私的な国際組織の非課税」です。主権免税として、外国の政府に対する課税はできませんが、外国の政府が商業活動を行う場合には課税できます。

一方で非課税国際組織には国際オリピック委員会や宗教法人が挙げられます。歴史的な背景があつての非課税というケースもありますが、今後はそういった場合であっても支出・運用の透明化を図り、積極的に情報を得る必要があるでしょう。最後の「③デジタルサービス税(Digital Service Tax)」は、今回のOECDでの法人税の最低税率15%ルール設定とともに、あらためてその制度が明確に定められました。

これはGAF A等の巨大IT企業に課税を行う仕組みであり、店舗等の拠点が国内になくとも、その企業のサービス利用者 が国内にいれば法人税を課税できるというものです。すでに欧州の一部、特にフランスにおいてはアメリカに対抗するかたちでGAF A等への課税を可能に

する独自のデジタルサービス課税を開始していました。それに対してアメリカは猛反発していましたが、今回のOECDの合意により欧州独自のデジタルサービス税は廃止となりました。今後は、私たち日本においても、どのような立場を取るべきかが問われてくると思います。

これら三つの論点は非常に重要な内容です。というのも、日本の税制改正の検討にあたっては、国際的な議論を踏まえた内容とすることが必須であるためです。すでに国際課税の強化については世界的な流れができていますから、例えば法人税率の検討にあたっては、OECDやG20における国際的な課税逃れに関する議論を無視した、国内の状況のみに鑑みるような議論はあり得ません。

また、国際課税強化の流れが強まる中、課税逃れ取引情報の収集や国際的な情報交換の活発化によって、「情報収集強化」の動きが世界的に加速し、大きなテーマとなるでしょう。これからの時代に、積極的な課税情報の収集は、国際戦略として、政治的武器として、あるいは国防のため、一層その重要性が高まっていくと考えられます。

(構成/TKC出版 小早川万梨絵)